

二、「過去帳」等の取扱いについて

昭和五十七年一月一七日権総第四二七号
全日本仏教会理事長あて
人権擁護局長要請

標記に關しましては、一部寺院において、「過去帳」等が結婚や就職に際しての身元調査の資料として利用されるなどのことがあったため、各仏教団体におかれては、「過去帳」等がいわゆる部落差別に利用されることのないようにその保存管理につき自主的に種々の方策をとられてきたところであり、その御努力に対し深く敬意を表する次第であります。

我々人権擁護機関としても「過去帳」等の右のような閲覧、利用については、同和地区住民の結婚、就職の自由を阻害するのみならず、その他様々の差別を招来し助長するおそれがあるところから重大な関心をもっているところであります。

ところが、最近いまだに「過去帳」等が信用調査機関による身元調査に利用されているのではないかと思われる事実が明らかとなりました。各仏教団体の種々の御努力にもかかわらず、なおこのような事例が発生したことは誠に遺憾なところであります。

申すまでもなく、同和問題は、日本国憲法に保障された人間の尊厳と自由、平等という極めて重要な基本的人権にかかわる問題であって、その早急な解決を図ることは国及び地方公共団体はもちろん国民全体に課せられた責務であります。

我々人権擁護機関としては、部落差別事象が判明した都度、関係者に対し、その非なる所以を説き、差別意識を払拭して同和問題に対する理解と認識を深め、今後部落差別にわたる行為のないよう啓発する等により、同和問題の早期解決に努めてきたところであります。

貴会におかれても、同和問題についてさらに御理解いただき、加盟諸団体に対し、国民的課題である同和問題の早期解決のため、各教義に照らした諸方策を推進するなかで、「過去帳」等が身元調査に利用されることがないようその適正な取扱いにつき末端までその趣旨が徹底されるよう伝達方を要請する次第であります。